

新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応について

1 趣旨

国は、令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布し、令和2年2月7日から施行することとしました。

これを受け、県では、本日から次のとおり対応することとしましたので、県民の皆様、報道機関の皆様には、万が一の感染拡大防止に御協力をお願いします。

2 本県における対応

(1) 知事を本部長とする「広島県特別警戒本部」の設置

特別警戒本部の設置により、新型コロナウイルス感染症を診療する県内の感染症指定医療機関との連携など、感染症の予防及び応急対策を強化します。

(2) 県民向け相談窓口の設置（別紙のとおり）

3 県民の皆様への呼びかけ

広島県では、県民の皆様に、次のことに御注意いただくよう呼び掛けております。報道機関におかれましては、県民の皆様への周知に御協力をお願いします。

○県民の皆様へ

- 次の症状が認められ、かつ渡航歴等の条件を満たす方（症例定義）は、速やかに最寄りの相談窓口に連絡し、その指示に従ってください。
[症状] 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している
[条件] 発症から遡って2週間以内に ①中国武漢市への渡航歴がある または
②「中国武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- 特に症状が認められない方は、過度に心配することなく、咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染対策に努めてください。

4 県のこれまでの対応（参考）

- (1) 庁内連絡会議の開催（1月22日 14:30～）
- (2) 新型コロナウイルスに関する広島県感染症対策連絡会議の開催（1月23日 12:30～）
- (3) 県ホームページに「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報」を掲載
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/bukan-coronavirus.html>